



【 保育・幼児教育施設 】

小学校に入る前の年齢のお子さんが利用できる入所施設は，大きく分けて「幼稚園」「保育園」「認可外保育施設」に分類されます。

それぞれ，対象児童，利用方法，利用時間，料金などが異なりますので，ライフスタイルやお子さんの年齢・状況にあわせて施設を選びましょう。

各施設の位置づけと特徴

	幼稚園	保育所	認可外保育施設
位置付け	幼児教育施設	保育（福祉）施設	保育（福祉）施設
設置主体	山形市の場合，山大教育学部附属幼稚園のほかは，すべて私立幼稚園です。（全 26 園）	山形市の場合，市立保育所が 10 園，民間立保育所が 20 園あります。	すべて民間立の個人や法人です。企業内保育所もこれに含まれます。
対象年齢 及び 入所要件	3歳～就学前 （2歳児から預かり保育を行っている園もあります。）	0歳～就学前	0歳～就学前 （園により異なります。）
	家庭や所得の状況などの要件はありません。		
利用時間	基本的に4時間 （預かり保育を利用することにより，夕方まで時間を延長して利用することができます。）	基本的に8時間 （延長保育利用により，12時間程度まで延長して利用することができます。（料金別途）	施設により異なります。
休日	日曜・祝日 春休み・夏休み・冬休みなど （園により，長期の休み中も預かり保育があります。）	日曜日・祝日 年末年始	施設により異なります。
就園方法	施設と保護者との直接契約 （希望により入園が可能）	入所希望はすべて市への申し込みになります。特定の園を希望することはできませんが，入所園は定員の空き状況等を勘案し市が決定しますので，希望順位の低い園に決定する場合があります。	施設と保護者との直接契約 （希望により入園が可能）
保育料等	入園料，保育料等は，園ごとに規定しています。 納付も直接園に対して行います。	保育料は，保護者の所得税額等に応じて市が決定します。 納付も市に対してしていただきます。	入園料，保育料等は，園ごとに規定しています。 納付も直接園に対して行います。



【 幼稚園 】

幼稚園は学校教育法で定められた幼児のための学校です。集団生活を体験し、遊びを通して社会生活のルールや道徳、思いやりなどをはぐくみます。創立者が自らの教育理念に基づいて設立しているため、教育方針、行事等は園によって大きく異なります。

山形市内には私立幼稚園が25園、国立幼稚園が1園あり、それぞれ特色のある教育を行っています。(市立幼稚園は設置しておりません)

■ 幼稚園に関する問い合わせ

○ 入園、教育内容について → 各幼稚園

※ 山形市私立幼稚園協会ホームページURL <http://yamashikodomo.jp/>

○ 補助金について → 山形市子育て推進課 (☎641-1212・内線572)

幼稚園とは

管 轄	文部科学省
目 的	幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。
入園対象児	満3歳以上から就学前の幼児(希望者)
入 園 申 込	4月からの入園の場合は、9月1日から各幼稚園で受け付けが始まります。年度途中の入園申込は、各園にお問い合わせください。

2歳児の受け入れについて

山形市では、早期入園特区の認定を受け、平成19年度まで2歳児の園児としての受け入れを行ってきました。

国の法改正により、平成20年度からは「園児」としてではなく、子育て支援としての預かり保育による受け入れとなります。

受け入れの時間、日数、利用料金などについては、各園へお問い合わせください。

幼稚園の一日 (平均的な時間です)

- 7:30 預かり保育開始
- 8:30 登園
自由活動・課題活動
- 10:00 クラス活動
- 12:00 昼食
- 13:30 降園
- ～19:00 延長(預かり)保育



預かり保育について

保育時間の標準は4時間ですが、引き続き子どもを預かってほしいという要望や、地域での遊び場の状況などを考慮して、普通保育終了後に延長保育を行っています。

(平日は25園全園で実施)

早い園では 7:30の開園

終園は遅い園で 19:00まで

通園バスについて

25園中23園で通園バスを運行しています。

利用料金は距離等により異なりますので

各園にお問合せください。

給食について

給食は全園で実施。
各園により、週3回～4回です。
外部委託と自園で調理の二通りがあります。



各幼稚園独自のサービスなど

体操教室、音楽教室、英語教室などが、課外授業として開催されています。また、保護者のためのサークル活動や講座も開催されています。

幼稚園を選ぶ・・・

- 各園で開催している「体験入園」「見学会」などへ参加することができます。
園庭開放や説明会などもありますので、各園の特色を見にいってみたいはいかがでしょうか？
- 入園にあたって、お子さんの発達など不安な点があれば、事前に幼稚園へ相談しておきましょう。
- 各園の教育方針や行事等を理解し、親子共に納得できる最適な幼稚園を選びましょう。

保育料・入園料等について（19年度平均）

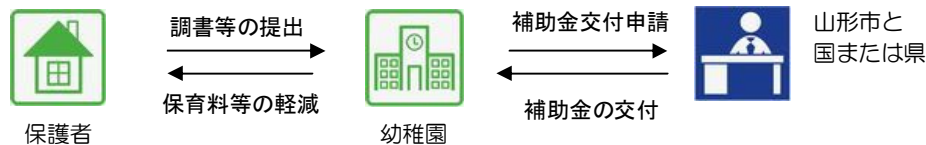
保育料や各制度は設置者が決めるため、園によって異なります。

入園検定料	3,000円程度（入園時のみ）	19年度の平均額です。 費用は園により異なりますので 詳細は各園にお問合せください。
入園料	37,000円以上（入園時のみ）	
保育料月額	22,000円程度（月額・諸経費別途）	
諸経費	通園バス利用料金・給食費・教材費・ 園服代等（園により異なります。）	

幼稚園に通う方への補助について（19年度）

幼稚園では、保護者の負担を軽くするために、国または県と山形市からの補助金により、入園料・保育料を減免しております。補助金は2種類あります。手続きは幼稚園を通じて申請期間内に行ってください。

※ 補助限度額・制度の内容は、平成19年度の状況です。平成20年度以降については、制度の改正等により、変更になる場合がありますので、詳しくは市役所子育て推進課へお問合せください。



1 私立幼稚園就園奨励費（所得制限があります）

山形市民で私立幼稚園に在園している園児について「園児と同一世帯」※1の「市民税所得割額の合計額」※2が「基準額」※3以内である場合に、園児の属する世帯の所得に応じて以下の補助を行っています。

★ 平成19年度減免限度額表

園児の区分 → 園児が属する世帯の基準額区分 ↓		A	B	C	D	E
		小学1・2年生または私立幼稚園または認可保育所に通う兄弟を持たない園児	私立幼稚園または認可保育所に通う兄弟が1人いる園児	私立幼稚園または認可保育所に通う兄弟が2人以上いる園児	小学1・2年生の兄弟がいる園児	小学1・2年生の兄弟を1人有して同一世帯から2人以上就園している場合の左記以外の園児または小学1・2年生の兄弟が2人以上いる園児
I	・ 市民税が非課税の世帯 ・ 生活保護を受けている世帯	年額 141,900円	185,000円	257,000円	157,000円	171,000円
II	・ 均等割のみ課税の世帯 （平成19年度の市民税の所得割額が非課税の世帯）	年額 107,600円	162,000円	250,000円	126,000円	144,000円
III	・ 平成19年度の市民税の所得割額が34,500円以下の世帯	年額 81,700円	143,000円	245,000円	103,000円	123,000円
IV	・ 平成19年度の市民税の所得割額が183,000円以下の世帯	年額 57,500円	127,000円	240,000円	81,000円	104,000円
V	・ 平成19年度の市民税の所得割額が183,001円以上の世帯	補助金に該当しません				

※1 山形市の住民票に同一世帯として登録されている方を指します。（単身赴任等で一時的に住居が別の場合でも同一世帯として扱います。）

※2 ※1の世帯の中で、園児の父母及び家計の主宰者（世帯の最高額納税者）の市民税所得割額を合計したものとします。園児と同一世帯内の18歳以上の方の市民税課税証明書を提出していただき、世帯の所得割を算出します。

※3 国が定めた金額（税額）で、平成19年度は上の区分により減免しています。

2 にこにこ子育て支援事業費補助金

山形市民で私立幼稚園に在園している、同時就園世帯の2人目以降の園児に対して支給されます。(所得制限はありません)

減免額計算方法

$$\text{①保育料月額} \times \text{②在園期間} - \text{③就園奨励費補助金額} = A \text{ (1,000円未満切捨て)}$$

$$A \times \text{④補助率} = \text{にこにこ子育て支援事業費補助金支給額}$$

- ①…18,000円を超える場合は18,000円、下回る場合はその額
 - ②…住民票が山形市にあり、実際に在園した期間(保育料支払期間)
 - ③…就園奨励費補助金に非該当の方はゼロ
 - ④…2人目については2分の1、3人目以降については10分の9
- ※ Aがマイナスになるときは該当しません。

山形市内の私立幼稚園一覧

	施設名	住所	電話番号	2歳児 受入 ※	主なサービス			預かり保育 種別			平日 ~時まで延長
					送迎 バス	給食 週回	預かり 保育	1 平日 2 土曜 3 長期休業中			
1	鈴川幼稚園	鈴川町2-10-30	641-8343	○	有	週4回	有	1 2 3	~18:00 (第2,4土休)		
2	鈴川第二幼稚園	花楸2-46-1	642-8743	○	有	週4回	有	1 2 3	~18:00		
3	竹田幼稚園	城西町3-13-7	643-0320	○	有	週5回	有	1 2 3	~19:00		
4	竹田西部幼稚園	飯塚町922-1	643-6268	○	有	週5回	有	1 2 3	~19:00		
5	べにばな幼稚園	伊達城2-9-7	686-2140	○	有	週4回	有	1 2 3	~18:00		
6	金井幼稚園	江俣3-5-10	681-7152	○	有	週3回	有	1 2 3	~18:30		
7	金井第二幼稚園	陣場3-12-60	684-5088	○	有	週4回	有	1 2 3	~18:30		
8	南山形幼稚園	大字松原159番地4	688-2231	○	有	週4回	有	1 2 3	~18:30		
9	山形短大付属幼稚園	片谷地515	688-2024		有	週2回	有	1 2	~18:00		
10	慈光寺幼稚園	宮町1-12-31	622-7510	○	無	週2回	有	1 2 3	~18:30		
11	ひまわり幼稚園	大字片谷地59	688-2330	○	有	週4回	有	1 2 3	~18:30		
12	南沼原ひまわり幼稚園	高堂1-7-30	643-6966	○	有	週4回	有	1 2 3	~18:30		
13	さくらんぼ幼稚園	大字長谷堂1111-3	688-2413	○	有	週4回	有	1 2 3	~18:00		
14	東原幼稚園	東原町2-3-26	622-4789	○	有	週3回	有	1 3	~18:00		
15	あおぞら幼稚園	青田2-9-1	633-0677		有	週2回	有	1 2 3	~19:00		
16	大谷幼稚園	緑町3-7-67	622-5981	○	有	週4回	有	1 2 3	~19:00		
17	出羽大谷幼稚園	大字漆山2972-7	684-7956	○	有	週4回	有	1 2 3	~18:00		
18	松波大谷幼稚園	東山形2-10-5	632-6833	○	有	週4回	有	1 2 3	~17:30		
19	南光幼稚園	八日町2-3-45	641-3073		有	週4回	有	1 3	~17:30		
20	諏訪幼稚園	諏訪町1-1-13	642-1249	○	有	週4回	有	1 3	~18:30		
21	月かげ幼稚園	馬見ヶ崎1-1-10	684-6840		有	週3回	有	1	~17:30		
22	山形聖マリア幼稚園	香澄町2-11-15	632-2558	○	有	週2回	有	1 3	~18:00		
23	さゆり幼稚園	本町2-1-24	642-5042	○	無	週2回	有	1 3	~18:30		
24	千歳幼稚園	緑町1-4-20	631-3382		有	週1回	有	1 3	~18:30		
25	蔵王めぐみ幼稚園	蔵王成沢45-1	688-2305	○	有	週2回	有	1 2 3	~18:00		

※ 2歳児受入については、平成19年度までの状況です。国の制度改正により、平成20年度以降は園児としての2歳児受入はできなくなり、一時保育的な利用形態となりました。受け入れ形態などについては、各園にお問い合わせください。

【 (認可) 保育園 】



保育園（認可保育所）は、保護者の仕事や病気、家族の介護などのため、家庭で保育することができない場合に、保護者に代わって就学前の乳幼児を保育する児童福祉施設です。平成 20 年度 4 月現在、山形市には 30 カ所の認可保育所があり、その内訳は市立 10 カ所、民間立 20 カ所です。保育所への入所決定、保育料算定は、市立、民間立を問わずすべて市が行います。

- 保育園（認可保育所）に関する問い合わせ
山形市子育て推進課（☎641-1212・内線 572・573）

保育園（認可保育所）とは

管 轄	厚生労働省
目 的	家庭において保育できない(保育に欠ける)乳幼児を、保護者に代わって保育することを目的とする。
対象年齢	0歳児～就学前(園によって異なります)
開所時間	・ 通常保育 7:00～18:00 ・ 延長保育 ～19:00 ※ 時間は、公立保育所の場合。民間立保育所は園により若干異なります。
入園申込	新年度入所については毎年9月頃に申し込みが始まります。年度途中入所は、子育て推進課にて随時申込みを受け付けています。申込書は子育て推進課にあります。

保育園の一日

(平均的な時間です)

- 7:00～ 登 園
自由活動
- 10:00 クラス活動
- 12:00 昼 食
お 昼 寝
- 18:00 保護者のお迎え
- ～19:00 延長保育

入所できる児童

保育所に入所できる児童は、山形市に居住し、その児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当するため、その児童を保育することができないと認められる場合です。

- 1 昼間家庭の外でその仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合。
- 2 昼間家庭でその児童と離れて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合。
- 3 妊娠中または出産後間もないため、その児童を保育することができない場合。(産前 6 週産後 8 週)
- 4 疾病もしくは負傷のため、または心身に障がいがあるため、その児童を保育できない場合。
- 5 長期にわたり病人や心身に障がいのある同居の親族を常時介護しているため、その児童を保育できない場合。
- 6 震災、風水害、火災その他の災害に遭い、その復旧にあたってため、その児童を保育できない場合。

保育料・入園料等について

保育料は、入所する児童の年齢と、父母の前年分所得税額・前年度の住民税の税額等によって決定します。(場合によっては、同居している家族(祖父母等)の所得税額等も認定し決定する場合があります。)

きょうだいで入所の場合は、2 番目のお子さんの保育料が半額になります。更に 3 人入所の場合は、3 番目のお子さんの保育料が免除になります。

- ※ 保育料のほかに、教材費等がかかる場合があります。
- ※ 延長保育は別途料金が必要です。

申込から入所までの流れ

- 9月ころ
市報でお知らせします。
- 10月中旬
- 12月下旬
- 1月ころ
- 3月下旬
- 4月

- ※ 上記は 4 月入所の場合の流れです。(それぞれの時期は変更になる場合があります。)
- ※ 年度途中入所も随時受け付けています。子育て推進課の窓口で手続きをしてください。
- ※ 例年、入所定数を上回る多数の方から申し込みをいただいているため、保育に欠ける状態の高い方から入所決定をしております。

保育園で利用できるさまざまな「特別保育」

認可保育所では、通常保育のほかに、保護者の就業状況やお子さんの状況にあわせて、さまざまな特別保育を行っています。

仕事がフルタイムではなくパートなのですが、保育所を利用できますか？

特 定 保 育

パート就労、職業訓練、就学等により保育が必要な方が利用できます。

- 実施施設 右の保育所（17園）
- 保育時間 保育所の通常保育と同じです。
- 利用申込 各園に直接お申し込みください。市で入所判定を行った後、入所決定となります。
- 利用料金 児童の年齢と保護者の税額によって決定します。

☎ 各実施保育園または山形市子育て推進課（☎641-1212 内線 572-573）へ

特定保育実施園

つばさ保育園	幸町 11-3	☎634-6252
あたご保育園	小白川町 5-21-12	☎622-8527
山形南保育園	桜田西 3-2-4	☎641-5565
あすなろ保育園	上町 2-5-36	☎644-7663
千歳保育園	落合町柿壇 386-4	☎623-8874
出羽保育園	大字千手堂字沢田 203-5	☎684-3018
杉の子保育園	瀬波 1-2-7	☎681-8120
キンダー南館保育園	南館 5-7-50	☎644-2030
つくも保育園	銅町 2-19-1	☎622-7623
ほほえみ保育園	北山形 1-6-5	☎643-7176
木の実保育園	木の実町 14-15	☎633-1622
キンダー保育園	宮町 2-4-13	☎622-7438
木の実西部保育園	南石関 30-1	☎647-4883
南山形すくすく保育園	大字松原 159-1	☎688-2524
べにばな保育園	伊達城 2-9-7	☎686-4808
マリアこまくさ保育園	上桜田 5-11-16	☎676-7822
千歳ののはな保育園	花楸 2-12-2	☎666-4666

子どもが病気をしたばかりで集団保育は体力的に不安なのですが・・・

病 後 児 保 育

病後児保育とは、主に保育園、幼稚園に通うお子さんが、病気の回復期ではあるが集団生活が困難である場合に、保育所等に付設された専用スペースにおいてお子さんを一時的に預かる事業です。

本市では、キンダー保育園内で実施しています。（登録制）

- 実施施設 キンダー保育園（山形市宮町二丁目 4-13）
 - 開 所 日 月～土曜日（祝日・年末年始を除く）
 - 保育時間 8：30～17：00（土曜日は午前のみ）
※お子さんの病状・体調により受入時間を短縮する場合があります。
 - 定 員 4 人（病床は 2 床）
 - 対象児童 病気回復期にあり、保護者が勤務など社会的理由により家庭で保育を行うことが困難な児童。（満 1 歳～就学前）（主治医の許可が必要です。）
 - 利用登録 原則的に事前登録が必要です。
登録手続きは、市役所子育て推進課及びキンダー保育園で受け付けています。
 - 対象となる疾患（以下の疾患で回復期の状態）
感冒、消化不良症（多症候性下痢）等児童が日常罹患する疾患や、感染性疾患（麻疹、水痘、風疹等）、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患、その他医師が必要と認めた疾患。
 - 利用料金 月額 2,000 円（その他給食費等実費）
- ☎ 山形市子育て推進課（☎641-1212 内線 572-573）
または、キンダー保育園（☎622-7438）

利用の流れ

- 1 病後児保育室の空き状況の確認
定員が限られているため、事前に電話でキンダー保育園に空き状況を確認してください。
- 2 医療機関での受診
医療機関で病後児保育を利用する旨を主治医へお話してください。その際、病後児保育用の連絡票に主治医から病状等を聞いてその場で保護者の方がご記入ください。
※連絡票は、病院に置いていない場合がありますので、事前に準備してください。
- 3 病後児保育室の予約
キンダー保育園に電話し、利用の日時と時間を予約してください。
- 4 病後児保育室への受け入れ
キンダー保育園に利用連絡票を提出し、児童の保育を実施します。利用料金は、児童のお迎え時に支払っていただきます。

仕事でお迎えが遅くなるのですが・・・

延長保育

本市では、市立、民間立にかかわらず、すべての認可保育所で延長保育を実施しています。
 時間は、おおそ午後7時までの1時間程度です。
 料金は、通常保育料とは別途となり、おおそ1カ月2,500円程度です。(市立保育所はチケット制、民間立保育所は直接園に料金を支払い。)

☎ 各保育園または山形市子育て推進課 (☎641-1212 内線 572-573) へ

認可保育所一覧

■ 市立保育園

	保育所名	住 所	定員	電話番号	受入児童年齢	開所時間	その他
1	つばさ保育園	幸町11-3	200	634-6252	2ヶ月～就学前	7:00～19:00	一時・特定・支援
2	あこや保育園	鉄砲町2-22-33	100	622-5020	6ヶ月～就学前	7:00～19:00	
3	早苗保育園	下条町2-10-27	100	644-7753	6ヶ月～就学前	7:00～19:00	
4	美鈴保育園	山家町2-2-7	100	623-8549	6ヶ月～就学前	7:00～19:00	
5	白鳩保育園	春日町10-24	90	645-5584	6ヶ月～就学前	7:00～19:00	
6	さくら保育園	東原町1-1-9	90	622-5682	6ヶ月～就学前	7:00～19:00	
7	すみれ保育園	宮浦55	90	643-7333	6ヶ月～就学前	7:00～19:00	
8	あたご保育園	小白川町5-21-12	60	622-8527	6ヶ月～就学前	7:00～19:00	一時・特定
9	高楯保育園	下東山高瀬野4551-2	60	686-2067	6ヶ月～就学前	7:00～19:00	
10	いずみ保育園	大字中野字楯494-4	60	681-1949	6ヶ月～就学前	7:00～19:00	

■ 民間立保育園

	保育所名	住 所	定員	電話番号	受入児童年齢	開所時間	その他
1	山形南保育園	桜田西3-2-4	120	641-5565	2ヶ月～就学前	7:00～19:10	特定
2	あすなろ保育園	上町2-5-36	100	644-7663	2ヶ月～就学前	7:10～19:20	特定
3	千歳保育園	落合町柿壇386-4	120	623-8874	2ヶ月～就学前	7:00～19:30	一時・特定
4	出羽保育園	大字千手堂字沢田203-5	90	684-3018	産休明～就学前	7:00～19:10	特定
5	杉の子保育園	瀬波1-2-7	90	681-8120	2ヶ月～就学前	7:00～19:15	一時・特定
6	キンダー南館保育園	南館5-7-50	90	644-2030	産休明～就学前	7:00～20:00	一時・特定
7	つくも保育園	銅町2-19-1	120	622-7623	産休明～就学前	7:00～19:10	一時・特定・支援
8	ほほえみ保育園	北山形1-6-5	120	643-7176	2ヶ月～就学前	7:00～19:10	一時・特定・支援
9	木の实保育園	木の实町14-15	60	633-1622	産休明～3歳	7:00～19:15	特定
10	キンダー保育園	宮町2-4-13	120	622-7438	2ヶ月～就学前	7:00～20:00	一時・特定・支援・病後児
11	たんぼぼ保育園	松波1-3-1	60	631-0525	産休明～就学前	7:15～19:15	
12	たつのこ保育園	大字平清水字福ノ神451-11	88	633-3789	産休明～就学前	7:30～19:10	一時
13	木の实西部保育園	南石関30-1	120	647-4883	産休明～就学前	7:00～19:15	一時・特定・支援
14	ひまわり保育園	高堂1-7-30	120	645-4726	2ヶ月～就学前	7:00～19:10	一時
15	南山形すくすく保育園	大字松原159-1	90	688-2524	2ヶ月～就学前	7:30～19:30	特定・支援
16	べにばな保育園	伊達城2-9-7	90	686-4808	2ヶ月～就学前	7:00～19:30	一時・特定
17	はらっぱ保育園	吉原3-10-3	60	646-6655	2ヶ月～就学前	7:00～19:00	
18	マリアこまくさ保育園	上桜田5-11-16	90	676-7822	2ヶ月～就学前	7:30～19:00	一時・特定・支援
19	千歳ののほな保育園	花楯2-12-2	90	666-4666	2ヶ月～就学前	7:00～19:30	一時・特定・支援
20	とちの实保育園	南四番町3-11	90	666-8899	産休明～就学前	7:15～19:15	一時・支援

※ 「一時」・・・一時保育、「特定」・・・特定保育、「支援」・・・子育て支援センター併設、「病後児」・・・病後児保育

※ 開所時間は延長保育(別料金)の時間も含まれます。

※ とちの实保育園の一時保育、子育て支援センターは平成20年10月から実施予定です。



【 認可外保育施設 】

認可外保育施設は、その形態や規模などはさまざまですが、設置にあたっては届け出が義務付けられており、厚生労働省の監督基準に基づき市が監督を行っています。
 利用は、直接その施設へ申し込むこととなりますので、その際には、実際に保育施設を見学し保育士等に話を伺うなど、運営状況を自分の目でチェックしてください。
 平成 19 年度から、市独自の認証制度「山形市認証保育所」を開始しました。

■ 認可外保育施設に関するお問い合わせ

山形市子育て推進課（☎641-1212・内線 572・573）

■ 認可外保育施設の利用については、各施設に直接お問い合わせください

認可外保育施設一覧（■は山形市の認証を受けている施設）

（平成 20 年 4 月 1 日現在で市に届け出のある施設 ※事業所内保育所除く）

	施設名	住所	電話番号
1	双美保育園	西田 4-4-7	644-6848
2	鈴川恵保育園	鈴川町 1-2-27	641-2828
3	平塚保育園	落合町 1077-2	641-1176
4	セントポールベビーセンター	香澄町 2-10-10	633-2012
5	プレスクール幼稚部	大字漆山字北道上 2571-1	684-3080
6	ファミリー保育園	八日町 1-3-47	642-2081
7	こどものくにクレヨン王国	幸町 5-8	633-4154
8	ベビーホーム ドレミワールド	香澄町 3-5-17	635-5153
9	はなだてベビーホーム	花楸 2-15-18	641-8032
10	ベビーホーム マミラブ	清住町 2-8-40	643-6278
11	星保育園	香澄町 2-9-36	632-3164
12	子育てランドあ〜べ	七日町 2-7-10 NANA-BEANS 5F	615-1930
13	あおぞら幼児園	青田 2-10-1	632-1125

	施設名	住所	電話番号
14	新開ベビーホーム	新開 2-12-12	686-5860
15	白百合ベビーホーム保育園	飯田西 4-11-12	631-5137
16	愛育ベビーホーム	あかねヶ丘 2-3-5	644-6397
17	さくらんぼ保育園	桧町 2-8-36	681-7945
18	ベビィーホーム トトロ	鉄砲町 2-20-9	625-5547
19	ちびっこランド	飯田西 4-2-6	622-4845
20	いちご乳児園・保育園	あかねヶ丘 1-7-28	645-5010
21	三日町陽だまり保育所	三日町 2-1-41	622-4775
22	双葉ベビーホーム	東原町 1-7-18	622-6261
23	元気キッズ保育園	長町 3-11-23	681-2322
24	なでしこ保育園	青柳字北柳 1681-4	686-4663
25	ドレミ幼児園	桧町 3-4-11	681-7166
26	めんこいひろば	五十鈴 3-6-7	631-6646
27	セロン保育園	立谷川 2-938-18	686-9211

※ 施設ごとに受入時間、保育内容、利用料金等が異なりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

山形市認証保育所について

認可外保育施設は、厚生労働省の定める監督基準により施設の面積、設備、保育内容等が定められていますが、これまで以上に安心してご利用いただけるよう、施設環境と保育内容の向上を図るため、市独自に監督基準に上乗せする基準を定め、それを満たした園を認証する制度「山形市認証保育所」を平成 19 年度から開始しました。

認証制度により基準の上乗せを行う主な項目は以下のとおりです。

	市の認証基準	指導監督基準（参考）
保育時間	延長時間を含み 11 時間 30 分以上	規定なし
有資格者の配置	保育従事者の 4 分の 3 以上	保育従事者の 3 分の 1 以上
離乳食の提供	離乳食（おおむね 1 歳 6 カ月まで）の自園調理の実施	規定なし
その他	保険の加入、防災カーテンの使用、不審者対策などの安全管理マニュアルの作成、施設による児童健康診断の実施、保育園便りの発行など	